

労働者派遣法に基づく情報提供（本社）

サンワコムシスエンジニアリング株式会社について

●事業運営に関する事項について

社名 : サンワコムシスエンジニアリング株式会社 本社
所在地 : 141-0022 東京都品川区東五反田2-17-1
設立 : 1947年9月 資本金 : 4億5,000万円
代表者 : 代表取締役社長 大内 宏之
事業内容 : 一般人材派遣事業（派13-309664）
事業所数 : 1事業所

●派遣事業について（労働者派遣事業報告書、2025年6月1日現在の状況報告より）

- ①派遣労働者の数 : 6人
- ②派遣先の数 : 3社
- ③マージン率 : 20%
- ④教育訓練に関する事項 : スキルアップ研修、資格取得研修、セキュリティ研修、コンプライアンス研修
(教育訓練に関する費用の自己負担はございません。)
- ⑤労働者派遣に関する料金額の平均 : 1日7.5時間あたり38,181円
- ⑥派遣労働者の賃金額の平均 : 1日7.5時間あたり30,552円
- ⑦福利厚生に関する事項 : 健康保険、ラフォーレ倶楽部、定期健康診断、厚生年金、
交通費支給、人間ドック補助（35歳以上）、資格支援補助

マージン率について（2024年度実績）

$$\begin{array}{rcl} \text{マージン率} & = & \frac{\text{労働者派遣に関する料金額の平均38,181円} - \text{派遣労働者の賃金額の平均30,552円}}{\text{労働者派遣に関する料金額の平均額38,181円} \times \text{※1日7.5時間あたり}} \\ 20.0\% & & \end{array}$$

※マージンに含まれる費用として会社が負担する健康保険・厚生年金・労働保険の費用となる社会保険料が含まれております。

労働者派遣制度の概要について

労働者派遣とは、いわゆる「労働者派遣法」に基づき、事業運営が実施されており、「派遣元事業主（派遣会社）が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させること」をいいます。雇用関係は皆さんと派遣元事業主との間にあり、お仕事に関する指揮命令者は皆さんと派遣先との間にあります。

労働者派遣法は、雇用主である派遣会社（派遣元）と、実際に終業する会社（派遣先）が別になります。お給料を支払うのは、派遣会社（派遣元）です。

労使協定の概要について

当社は労使協定を締結しています。

有効期間：2024年4月1日～2026年3月31日

対象となる派遣労働者の範囲：一般事務およびエンジニア(情報処理・通信技術者)に従事する従業員

労働者派遣法に基づく情報提供（九州支店）

サンワコムシスエンジニアリング株式会社について

●事業運営に関する事項について

社名 : サンワコムシスエンジニアリング株式会社 九州支店
所在地 : 812-0044 福岡県福岡市博多区千代2-15-12
設立 : 1947年9月 資本金 : 4億5,000万円
代表者 : 代表取締役社長 大内 宏之
事業内容 : 一般人材派遣事業（派13-309664）
事業所数 : 1事業所

●派遣事業について（労働者派遣事業報告書、2025年6月1日現在の状況報告より）

- ①派遣労働者の数 : 1人
- ②派遣先の数 : 1社
- ③マージン率 : 28.5%
- ④教育訓練に関する事項 : スキルアップ研修、資格取得研修、セキュリティ研修、コンプライアンス研修
(教育訓練に関する費用の自己負担はございません。)
- ⑤労働者派遣に関する料金額の平均 : 1日7.5時間あたり39,019円
- ⑥派遣労働者の賃金額の平均 : 1日7.5時間あたり27,909円
- ⑦福利厚生に関する事項 : 健康保険、ラフォーレ倶楽部、定期健康診断、厚生年金、
交通費支給、人間ドック補助（35歳以上）、資格支援補助

マージン率について（2024年度実績）

$$\begin{array}{rcl} \text{マージン率} & = & \frac{\text{労働者派遣に関する料金額の平均39,019円} - \text{派遣労働者の賃金額の平均27,909円}}{\text{労働者派遣に関する料金額の平均額39,019円}} \quad ※1日7.5時間あたり \\ 28.5\% & & \end{array}$$

※マージンに含まれる費用として会社が負担する健康保険・厚生年金・労働保険の費用となる社会保険料が含まれております。

労働者派遣制度の概要について

労働者派遣とは、いわゆる「労働者派遣法」に基づき、事業運営が実施されており、「派遣元事業主（派遣会社）が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させること」をいいます。雇用関係は皆さんと派遣元事業主との間にあり、お仕事に関する指揮命令者は皆さんと派遣先との間にあります。

労働者派遣法は、雇用主である派遣会社（派遣元）と、実際に終業する会社（派遣先）が別になります。お給料を支払うのは、派遣会社（派遣元）です。

労使協定の概要について

当社は労使協定を締結しています。

有効期間：2024年4月1日～2026年3月31日

対象となる派遣労働者の範囲：一般事務およびエンジニア(情報処理・通信技術者)に従事する従業員